

添付法令資料 4 :

生産林における天然林木材利用事業許可、生態系修復木材利用事業許可又は  
産業造林木材利用事業許可の付与、作業区域拡大及び更新の手續に関する

2018年7月13日付インドネシア共和国環境及び林業大臣規則

No.P.28/MENLHK/SETJEN/KUM.1/7/2018 (目次)

同年8月21日施行

第1章	総則
第1節	意味 (第1条)
第2節	目的及び範囲 (第2条及び第3条)
第2章	許可の付与に係る申請手續
第1節	通則 (第4条ないし第6条)
第2節	申請手續 (第7条ないし第10条)
第3節	申請要件 (第11条ないし第13条)
第4節	申請完了 (第14条ないし第17条)
第3章	義務の履行
第1節	通則 (第18条及び第19条)
第2節	義務の履行手續 (第20条ないし第23条)
第3節	義務の履行完了の監督手續 (第24条)
第4節	義務の履行完了の提出手續 (第25条ないし第28条)
第5節	オンライン・シングル・サブミッション・システムにおける通知提出手 続 (第29条及び第30条)
第4章	作業区域拡大手續
第1節	通則 (第31条)
第2節	申請手續 (第32条)
第3節	申請完了 (第33条)
第4節	義務の履行 (第34条)
第5節	義務の履行完了の提出手續 (第35条ないし第39条)
第5章	天然林木材利用事業許可の延長
第1節	通則 (第40条及び第41条)
第2節	申請手續 (第42条)
第3節	申請完了 (第43条)
第4節	義務の履行 (第44条)
第5節	義務の履行完了の提出手續 (第45条ないし第49条)
第6章	経過規定 (第50条ないし第52条)
第7章	終則 (第53条及び第54条)